**モデル「指定計画相談支援」利用契約書**

　　　　　　　（以下「利用者」といいます。）と　　　　　（以下「事業者」といいます。）は、利用者が事業者から提供される指定計画相談支援サービスについて、次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

 　事業者は、利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」といいます。）及び関連する規定の趣旨に従い、指定計画相談支援サービスを提供します。

第２条（契約期間）

１　この契約の契約期間は、　　○年○月○日から利用者の計画相談支援給付費の支給決定の有効期間満了日までとします。

２　この契約の満了日の○日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合であって、前項の支給決定期間に引き続き、改めて支給決定が行われた場合、この契約は更新されるものとします。

第３条（サービス等利用計画の作成）

１　事業者は、サービス等利用計画の作成及び第４条に規定する継続サービス利用支援に関する業務を相談支援専門員に担当させます。

２　相談支援専門員は、以下によりサービス等利用計画案を作成します。

（１）利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況やその置かれている環境等の評価を行います。この評価を通じて、利用者の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」といいます。）します。

（２）利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」といいます。）のサービス選択を行いやすくするため、地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービス内容及び利用料等の情報を、適正に利用者又はその家族に対して提供します。

（３）アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するため、最も適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」といいます。）の組み合わせについて検討し、利用者等の選択を踏まえ、サービス等利用計画案を作成します。

（４）作成したサービス等利用計画案は、法に規定する介護給付費等の対象となるかどうか区分した上で、利用者又はその家族へ説明し、利用者等の同意を得るものとします。同意を得たサービス等利用計画案は、利用者等へ交付するとともに、介護給付費等の支給決定を得るため区へ提出します。

３　相談支援専門員は、次の各号によりサービス等利用計画を作成します。

（１）区の支給決定を踏まえ、前項第４号のサービス等利用計画**案**に必要な変更を行い、福祉サービス等の担当者との連絡調整を行います。あわせて、福祉サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から意見等を求めることとします。

（２）サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画**案**の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得るものとします。その上で、サービス等利用計画を作成し、利用者等及び福祉サービス等の担当者へ交付するとともに、区へ提出します。

第４条（継続サービス利用支援）

相談支援専門員は、次の各号により継続サービス利用支援を行います。

（１）サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下「モニタリング」といいます。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（２）モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果をモニタリング報告として記録し、利用者等の同意を得るものとします。同意を得たモニタリング報告は、利用者等へ交付するとともに、区の求めがあった場合は区へ提出します。

（３）モニタリングにより、新たな支給決定等が必要と認められる場合は、利用者等に対し、申請の勧奨及び必要な援助を行います。

（４）利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

（５）障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行います。

第５条（サービス等利用計画の変更）

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します

第６条（利用者負担額及び実費負担額）

1　事業者の提供する指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法の規定に基づいて、区からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

　　ただし、計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、利用者は重要事項説明書に定める金額を事業者に対し支払うものとします。

2　前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域にある居宅等へ訪問を受けて指定計画相談支援サービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

３　前項の実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月○日までに支払うものとします。

第７条（支援の方針）

１　事業者は、利用者等の意思及び人格を尊重して利用者等の立場に立ち、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定計画相談支援サービスを適切に行います。

２　事業者は、利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」といいます。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

３　事業者は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に指定計画相談サービスを行います。

第８条（秘密の保持）

１　相談支援専門員等の従事者及び管理者は、この契約による指定計画相談支援サービスを提供する上で知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとします。

第９条（身分証携行・記録の保存と開示）

１　相談支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたとき、いつでもこれを提示します。

２　事業者は、指定計画相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。利用者等は、事業者の窓口業務時間（毎週○曜日～○曜日　○○時～○○時）に自分の記録を見ることができます。又、実費を負担してコピーすることができます。

第１０条（事故・損害賠償）

1　事業者は、指定計画相談支援サービスの提供により事故が生じた場合は、都道府県、区、利用者等の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

２　事業者は、指定計画相談支援サービスを提供するにあたり、事業者の責任と認められる事由により利用者に損害を与えた場合は、速やかに利用者の損害を賠償します。

第１１条（契約の終了）

この契約は、以下の場合に終了するものとします。

1. 第2条による契約期間が満了した場合（ただし満了前に改めて支給決定が

行われた場合を除く。）

1. 第１２条の規定によりこの契約が解除された場合
2. 利用者が死亡した場合
3. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によ

　　り事業所を閉鎖した場合

1. 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

第１２条（契約の解除）

１　利用者は、次のいずれかに該当する場合、文書で通知することにより契約期間中に契約を解除することができます。

（１）事業者に対し○日間の予告期間をおいて通知した場合

（２）事業者又は相談支援専門員が以下の事由に該当した場合（利用者は、通知によりただちに解除することができます。）

①　正当な理由なくこの契約に定める相談支援を実施しない場合

②　第７条から第８条までの規定に違反した場合

③　利用者又はその家族等に対し、生命、身体、資産及び信用を損なう等、この契約を継続しがたい重大な行為を行った場合

２　事業者は、次のいずれかに該当する場合、文書で通知することにより契約期間中に契約を解除することができます。

（１）事業者の業務縮小等やむを得ない理由により、利用者に対し○日間の予告期間をおいて通知した場合

（２）利用者又はその家族等が以下の事由に該当した場合（事業者は、通知によりただちに解除することができます。）

①　利用者が通常の事業の実施地域以外に転居した場合

②　従業者又は事業者に対し、生命、身体、資産及び信用を損なう等、この契約を継続しがたい重大な行為を行った場合

第１３条（苦情解決）

利用者は、この契約に基づく指定計画相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。苦情の申し立てにより、利用者が不利益な対応を受けることはありません。

第１４条（協議事項）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に疑義が生じたときは、法、法関連規定及びその他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

○年○月○日

　　　　　　　　【事業者】　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　代表者（職名・氏名）　　　　　　　　　　印

【利用者】　住 所

　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　【代理人又は立会人等】

　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

続　　柄